

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る

審査基準

令和8年4月



都市整備部開発調整課

目次

この基準の中で法令名等は次のように省略して記載します。
「法」宅地造成及び特定盛土等規制法
「政令」宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
「省令」宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
「細則」豊田市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第1章	概要	
1	概要	1
2	用語	1
3	許可が必要な規模	2
第2章	現地調査	
1	宅地造成等の許可申請の際に必要な調査	3
第3章	技術基準	
第1節	盛土	
1	原地盤及び周辺地盤の把握	5
2	盛土の構造	6
3	排水施設等	8
4	盛土のり面の検討	10
5	盛土全体の安定性の検討	12
6	溪流等における盛土の検討	14
第2節	切土	
1	切土の構造	16
2	切土のり面の安定性の検討	17
第3節	のり面保護工及びその他の地表面の措置	
1	のり面保護工の要否と選定	19
2	のり面保護工の設計	20
3	のり面排水工の設計	21
第4節	擁壁	
1	擁壁の設置が必要な崖面	23
2	鉄筋コンクリート造等擁壁の設計	25
3	練積み造擁壁の設計	29
4	その他	32
第5節	崖面崩壊防止施設	
1	崖面崩壊防止施設の設計	33
第6節	排水対策	
1	開発事業等実施地区内の排水施設	35
第7節	土石の堆積	
1	土石の堆積の許可期間	39
2	土石の堆積の設計	40
第4章	その他審査基準	
第1節	工事主の資力・信用等	
1	工事主が工事を行うために必要な資力・信用	43
2	工事施行者が工事を完成するために必要な能力	45
第2節	設計者の資格	
1	設計者の資格	46

第1章 概要

1 概要

この基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、豊田市内で実施する宅地造成等に関する事業の許可基準について定めるものである。

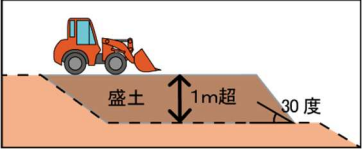
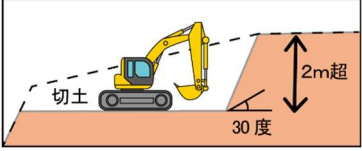
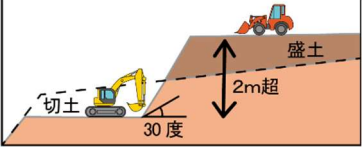
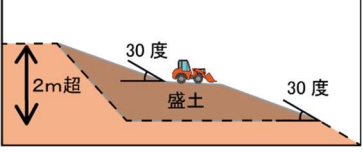

なお、この基準に記載のない内容については、「盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会 編集）」を参考にすること。

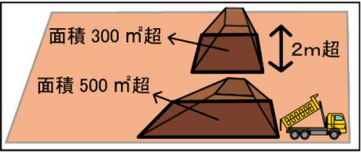
2 用語

用語	定義
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（擁壁等で法面を保護する場合も含む）。ただし、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの
崖面	崖の地表面
宅地	農地、採草放牧地及び森林（農地等）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で、政令で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるもの
土石の堆積	一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石（土砂若しくは岩石又はこれらの混合物）を一時的に堆積する行為で、土石の堆積の許可期間が5年以内のもの
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
平地盛土	勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土	勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土
渓流等	渓床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形（山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの） 0次谷：常時流水のない谷型の地形で、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形
渓流等の範囲	渓流等の底部の中心線からの距離が25m以内の範囲
擁壁	崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が許容されない施設
義務設置擁壁	政令第8条第1項第1号の技術的基準に基づき、擁壁の設置が必要となる場合で以下のいずれかに該当する擁壁 ・盛土で高さが1mを超える崖の崖面を覆う擁壁 ・切土で高さが2mを超える崖の崖面を覆う擁壁 ・盛土と切土を同時に行い高さが2mを超える崖の崖面を覆う擁壁
任意設置擁壁	義務設置擁壁以外の擁壁

用語	定義
義務擁壁	義務設置擁壁のほか、任意設置擁壁で見かけ高さが1mを超える崖の崖面を覆う擁壁を設置するもので、技術的基準に適合する擁壁
鉄筋コンクリート造等擁壁	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁
練積み造擁壁	間知石練積み造擁壁その他の練積み造擁壁
崖面崩壊防止施設	擁壁以外の崖面の崩壊を防止するための施設で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもので、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設
工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者
工事主の役員等	<ul style="list-style-type: none"> ・工事主の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・発行済株式総数の 5/100 以上の株式を有する株主又は出資の額の 5/100 以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるときに限る。）

3 許可が必要な規模

宅地造成、特定盛土等		
①		盛土で高さ1m超の崖ができる工事
②		切土で高さ2m超の崖ができる工事
③		盛土と切土を同時に行い高さ2m超の崖ができる工事 (①、②以外)
④		盛土で高さ2m超の工事(①、③以外)
⑤		①～④以外で盛土又は切土を行う土地の面積500㎡超の工事（高さ30cm超の盛土又は切土に限る）

土石の堆積	
⑥	 <p>以下のいずれかに該当する工事 最大堆積時に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 2 m 超かつ面積 300 m² 超の工事 ・面積 500 m² 超の工事（高さ 30cm 超の堆積に限る）

第2章 現地調査

1 宅地造成等の許可申請の際に必要な調査

(1) 周辺の宅地造成等との一体性

周辺に一体とみなされる宅地造成等が計画又は実施されている場合は、一体の宅地造成等も踏まえた開発事業等の計画や安全性の検討をすること。

具体的な判断基準として、「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合には、一体の宅地造成等として行政処分の対象とする。

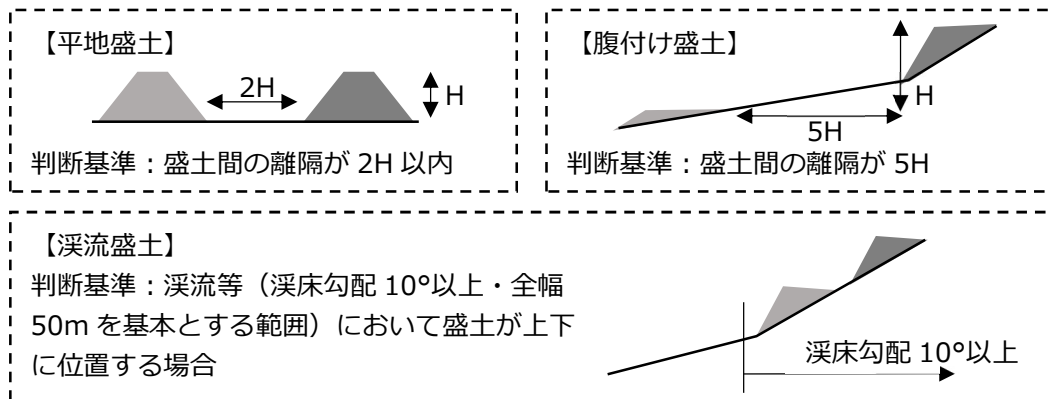
ア 事業者の同一性

同一の事業者が行う場合のほか、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行う場合や、同一の工事施行者が行う場合をいう。

イ 物理的一体性

複数の盛土等が隣接・近接している場合などで、両者の盛土等が一体して崩落や土石流化する又は他方の盛土等の安全性に影響を及ぼしうるおそれがある場合や、同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となる場合などをいう。

物理的一体性については、以下を参考に判断すること。



(2) 開発事業の実施に当たっての調査

開発事業の実施に当たっては、以下表などに示す調査を行った上で、適切に実施計画を立案すること。

開発事業等の各段階における調査項目（参考）

調査段階	開発事業等 実施地区選定時	開発事業等実施計画時		開発事業等施工時
調査区分	資料・現地調査	概略設計	詳細調査	補足調査 施工管理
調査内容	<p>1 地形図、地質図、空中写真、既往調査報告書、災害記録、土地条件図、地すべり分布図等を周辺地区も含めて収集し、次の事項について調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤の分布・規模 ・崩壊及び地すべり履歴の有無 ・土石流、落石履歴の有無 ・地すべり、圧密層の有無 ・地下水位の有無 ・地質・土質の成層状態 ・特殊地形や地質の分布及び性状 <p>・他の開発事業等の実施状況</p> <p>2 現地踏査を実施し、次の事項について確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1の机上調査結果の妥当性 ・既設のり面等の実態 ・湧水の有無 ・植生の状況 ・周辺環境への影響 	<p>1 収集した資料をもとに現地踏査を実施し、次の事項について確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概略の地質・土質とその堆積構造の把握 ・周辺斜面の状況把握 ・のり面安定等問題点の抽出 ・周辺域を含めた地表水等の水文状況の把握 ・湧水、流水痕の有無 ・開発前の植生の喪失に伴う影響把握 	<p>1 ボーリング調査及び土質試験等を実施し、次の事項について確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦横断方向の詳細な地層の分布及び土砂、軟硬岩の判別、問題地点の設計のために必要な諸定数、情報の抽出 ・軟弱地盤の安定、沈下の詳細検討 <p>2 地下水観測を実施し、開発事業等実施地区及び周辺の水文状況を把握</p>	<p>1 施工時の試験盛土や掘削土の土質試験を実施し、詳細な土質構造を把握して設計内容を見直し</p> <p>2 施工中及び施工後に周辺域の現地調査を行い、周辺域の水文状況や植生状況への影響の有無を確認</p>

盛土等防災マニュアルの解説「第2章 表Ⅱ・2-4」より引用

第3章 技術基準

第1節 盛土

1 原地盤及び周辺地盤の把握

【政令】

第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 略

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

ハ 略

(2) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

(審査基準)

(1) 次に示す地盤上に盛土を行う場合は、ボーリング調査及び土質試験等を実施し、盛土の基礎地盤の安定性を検討すること。

ア 軟弱地盤上の盛土は、軟弱層の厚さ、層構成、液状化履歴、力学・圧密特性等の地盤特性を把握し、軟弱地盤対策を行うこと。

イ 傾斜地盤上の盛土は、斜面表層の脆弱層の有無やその特性、地形・地質的観点から基礎地盤を含む安定検討を行うための地盤特性を把握すること。

ウ 山地・森林では、盛土の安定性にかかわる基礎地盤の複雑性・脆弱性に関連する地盤特性を把握すること。

エ 溪流・集水地形等における盛土は、必要に応じて、周辺地域を含めた湧水分布及び湧水量等の水理特性を把握すること。

2 盛土の構造

【政令】

第1条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 略

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

ロ～ハ 略

(2) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

2 略

(審査基準)

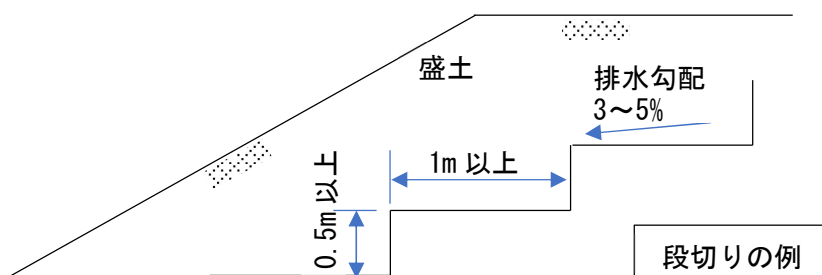
(1) 盛土を行う場合は、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類及び写真等で確認できること。

ア 傾斜地盤上の盛土【土地の平面図、土地の断面図、崖の断面図】

- ・勾配が15度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合は、段切りを行っていること。

<段切りの構造> 寸法 高さ0.5m、幅1.0m以上

段切り面の排水勾配は法尻方向に3～5%



イ 盛土のり面の勾配【土地の平面図、土地の断面図、崖の断面図】

- ・盛土のり面の勾配は30度以下としていること。
- ・2つの小段に挟まれたのり面の勾配は単一にしていること。

ウ 敷均し及び締固め【中間報告書（任意様式）】

- ・盛土の施工に当たっては、1回の敷均し厚さをおおむね 30 cm以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均すこと。
- ・盛土の締固めに当たっては、ローラーその他これに類する建設機械を用いて転圧し、R I 計器を用いた締固め管理を行うこと。
 - ＜締固め度＞ 締固め度による管理の場合 90%以上
 - 空気間げき率による管理の場合 10%以下
- ・敷均し状況及び締固め度については、中間報告で報告すること。

3 排水施設等

【政令】

第16条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- (1) 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
 - (2) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
 - (3) その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
 - (4) 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法（のり）幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - (5) ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
 - (6) ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第2号ただし書及び第4号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

（審査基準）

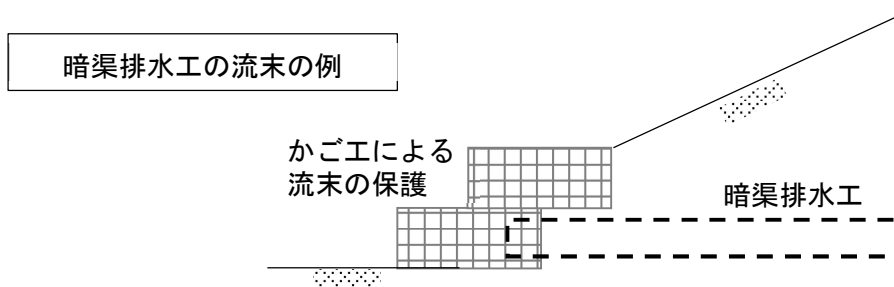
(1) 谷埋め盛土や基礎地盤に流水、湧水が確認された場合（痕跡も含む）は、排水施設を設置し、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 排水施設の設計【排水施設の平面図、崖の断面図】

- ・排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により、盛土内の地下水を完全に排除することができるように設置していること。

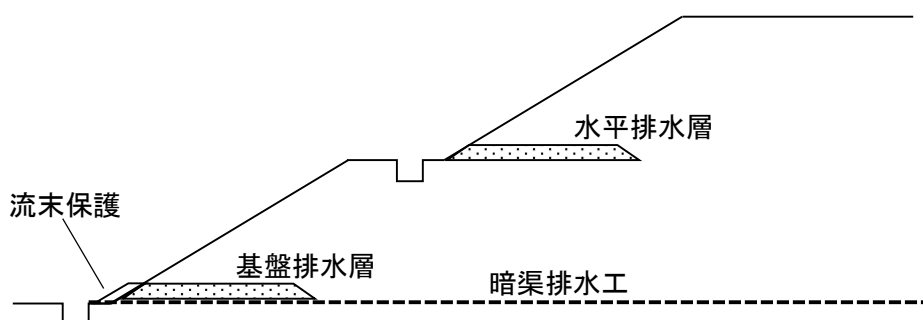
イ 暗渠排水工の流末【排水施設の平面図、排水施設の構造図】

- ・暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるよう、ますやマンホール、かご工等で保護していること。



ウ 地下水排除工及び盛土内排水層の諸元一覧【排水施設の平面図、崖の断面図】

排水施設		基本諸元
機能	施設名称	
地下水排除工	暗渠排水工	本 管 : 管径300mm以上 (事業区域の面積が1ha以上のものは流量計算にて規格検討) 補助管 : 管径200mm以上 補助管間隔: 40m以内を標準 (溪流等における盛土は20m以内) 流 末 : 維持管理や点検が行えるように、まず、マンホールで保護
	基盤排水層	厚 さ : 0.5mを標準 (溪流等における盛土では1.0m以上) 材 料 : 砕石や砂等の透水性が高いもの 範 囲 : のり尻からのり肩の水平距離の1/2の範囲及び地表面勾配が15度 (約1:4.0) 未満の谷底部を包括して設置
盛土内排水層	水平排水層	<設置が必要な要件> 盛土のり面に小段を設置する場合に設置 厚 さ : 0.3m以上 材 料 : 砕石や砂等の透水性が高いものとし、ジオテキスタイル系の材料の適用も可 配 置 : 小段ごとに設置 範 囲 : 小段高さの1/2以上 排水勾配: 盛土外部に向けて5~6%



盛土の排水施設の例

4 盛土のり面の検討

【政令】

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - イ 略
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - ハ 略
- 2 略

(審査基準)

(1) 盛土のり面が生じる場合で、次のいずれかに該当することが、【 】に記載する書類で確認できる場合は、盛土のり面の安定性の検討を行った上で、のり面勾配を決定していること。

- ア 盛土のり面の勾配が30度を超える場合【土地の断面図】
- イ のり高が15m以上の場合【土地の断面図】
- ウ 腹付け盛土又は谷埋め盛土の場合【土地の断面図】
- エ 盛土箇所の原地盤が軟弱地盤や地すべり地である場合
- オ 住宅等の人の居住する施設に隣接する場合【位置図】

(2) 上記のいずれかに該当し、盛土のり面の安定性の検討が必要な場合は、次の事項を遵守していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 安定計算【安定計算書】

・安定計算は次のとおり行っていること。

- ① 常時と地震時に対して計算を行うことを標準とし、設計土質定数や間げき水圧を適切に設定していること。
- ② 安定計算の方法は円弧滑り面法の検討は、フェレニウス式（簡便法）によることとするが、間げき水圧（静水圧）を考慮した安定計算を行う場合、摩擦抵抗力が負にならない修正フェレニウス式を適用していること。
- ③ 地震時の安定計算は水平震度を作用させる震度法とし、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値1.0を乗じて得た数値としていること。

イ 設計土質定数【安定計算書】

・常時の盛土材料のせん断強度は、予定された盛土材料を用いて、現場とできるだけ同じ施工条件（含水比、締固め度等）により作成された供試体を作成し、せん断試験を実施していること。

- ・土の地震時強度は、以下の試料による室内試験結果に基づき設定していること。

- ① 基礎地盤については、原位置で採取した不攪乱試料
- ② 盛土については、現場の施工条件とできるだけ同様の条件で締め固めた資料

ウ 間げき水圧【安定計算書】

- ・次のいずれかに該当する場合は、間げき水圧（静水圧）を考慮した安定計算をしていること。

- ① 湧水や常時流水等が認められる傾斜地盤上の盛土
- ② 高含水比の材料を用いる盛土
- ③ 溪流等における高さ 15m 超の盛土など地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土

エ 最小安全率【安定計算書】

- ・盛土のり面の安定計算に用いる安全率（ F_s ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ となっていること。
- ・地震時の安定計算に用いる安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ となっていること。

5 盛土全体の安定性の検討

【政令】

第35条 法第45条第1項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。以下この条において同じ。）の区域であることとする。

(1) 次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域（盛土をした土地の区域に限る。次項第3号において同じ。）であって、安定計算によって、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることが確かめられたもの

イ 盛土をした土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をしたことにより、当該盛土をした土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入しているもの

ロ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上であるもの

(2) 盛土又は切土をした後の地盤の滑動、宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事により設置された擁壁の沈下、盛土又は切土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地の区域

2 前項第1号の計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 地震力については、当該盛土の自重に、水平震度として0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値

(2) 自重については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量を用いて計算された数値を用いることができる。

(3) 盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、イ又はロに掲げる一団の造成宅地の区域の区分に応じ、当該イ又はロに定める滑り面に対する抵抗力であって、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

イ 前項第1号イに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であって、複数の円弧又は直線によって構成されるもの

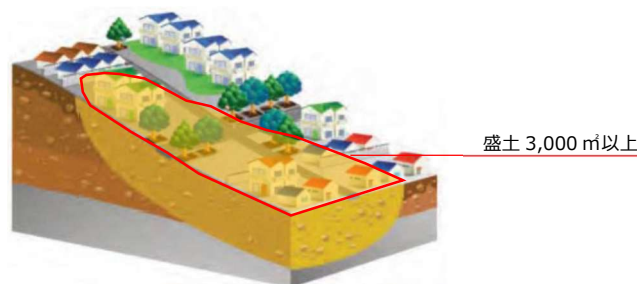
ロ 前項第1号ロに該当する一団の造成宅地の区域 その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であって、単一の円弧によって構成されるもの

(審査基準)

(1) 盛土の規模が次のいずれかに該当することが、【 】に記載する書類で確認できる場合は、盛土全体の安定性の検討を行い、安定性が確認できること。

ア 谷埋め型大規模盛土造成地【地形図、土地の平面図、土地の断面図、崖の断面図】

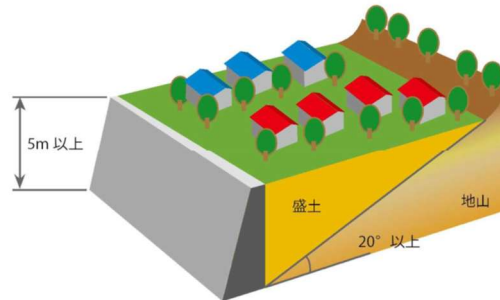
・盛土をする土地の面積が3,000㎡以上の谷型の地形である場合



谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ

イ 腹付け型大規模盛土造成地【地形図、土地の平面図、土地の断面図、崖の断面図】

- ・盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度、かつ、盛土の高さが 5m 以上となる場合



腹付け型大規模盛土造成地のイメージ

(2) 上記のいずれかに該当する場合は、盛土全体の安定性の検討に関して次の事項を遵守していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 安定計算【安定計算書】

- ・谷埋め型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法により検討していること。
- ・腹付け型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討していること。

イ 設計土質定数、間げき水圧、最小安全率【安定計算書】

- ・「4 盛土のり面の検討」に準ずる。

6 溪流等における盛土の検討

【政令】

第7条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 略

イ～ハ 略

(2) 略

2 前項に定めるもののほか、法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

(3) 略

【省令】

第12条 令第7条第2項第2号(令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

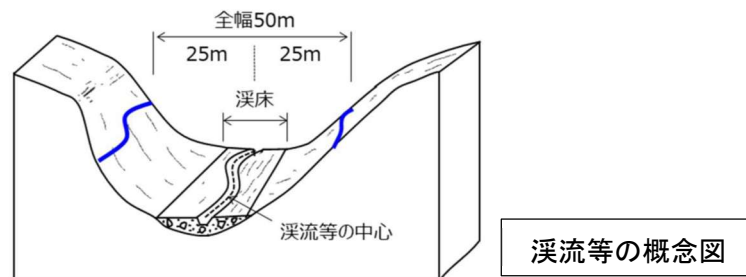
(1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

(2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

(3) 前2号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

(審査基準)

(1) 溪流等における盛土は原則行わないこと。



(2) やむを得ず溪流等の範囲で盛土を行う場合は、盛土の安定性の検討に関して、次の事項を遵守していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

なお、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合には、同様の措置を講ずること。

ア 盛土高さ15m以下の場合【土地の断面図、崖の断面図、安定計算書】

- ・「4 盛土のり面の検討」に示す安定計算を行っていること。
- ・大規模盛土造成地に該当する場合は「5 盛土全体の安定性の検討」に示す安定計算方法に準じて安定性を検討していること。

イ 盛土高さ 15m 超で盛土量 50,000 m³以下の場合【土地の断面図、崖の断面図、安定計算書】

- ・上記アに示す安定性の検討に加え、間げき水圧と地震時の間げき水圧の上昇と繰り返し載荷による強度低下を考慮した安定性の検討を行っていること。
- ・液状化判定結果に応じた基礎地盤の間げき水圧、又は施行中施行直後における盛土内の間げき水圧を考慮していること。
- ・二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保していること。

ウ 盛土高さ 15m 超で盛土量 50,000 m³超の場合【土地の断面図、崖の断面図、安定計算書】

- ・上記イに示す検討に加え、詳細な地質調査及び水文調査を実施し、それに基づいた二次元又は三次元の浸透流解析や変形解析、地震動等により多角的に検証を行っていること。

(3) やむを得ず溪流等の範囲で盛土を行う場合は、(2) のほか次の事項を遵守していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア のり面処理【土地の平面図、崖の断面図】

- ・雨水、湧水等伏流水があり、その影響を受ける可能性がある場合は、擁壁又は崖面崩壊防止措置（以下「擁壁等」という。）を設置し、のり面を保護していること。
- ・のり面の末端が流水に接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される最高水位に対し十分安全を確保できる高さまで擁壁等の構造物を設置していること。

イ 排水施設【排水施設の平面図、崖の断面図】

- ・盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理していること。
- ・溪流を埋め立てて盛土を行う場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けていること。

第2節 切土

1 切土の構造

【政令】

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

① その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの

② その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

ロ～ハ 略

(2) 略

2 前項第1号イ①に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ②の規定の適用については、同号イ①に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(審査基準)

(1) 切土を行う場合は、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 崖面の保護【崖の断面図】

・崖面は擁壁等で覆っていること。

イ 切土のり面の勾配【土地の平面図、崖の断面図】

・擁壁等の設置を要しない崖面は、次表に該当していること。

※切土のり面の形状は単一勾配とし、土質が異なる場合は最も緩い土質の勾配を採用していること。

のり面の土質	のり高	崖の上端からの垂直距離	
		① $H \leq 5$ m	② $H > 5$ m
軟岩 (風化の著しいものは除く)		80度以下 (約1:0.2)	60度以下 (約1:0.6)
風化の著しい岩		50度以下 (約1:0.9)	40度以下 (約1:1.2)
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの		45度以下 (約1:1.0)	35度以下 (約1:1.5)

ウ 切土のり面の形状【断面図】

・のり面勾配の変化点は小段を設けていること。

2 切土のり面の安定性の検討

【政令】

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 略

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 略

(2) 略

2 略

(審査基準)

(1) 切土のり面が生じる場合で、次のいずれかに該当することが、【 】に記載する書類又は現地で確認できる場合は、切土のり面の安定性の検討を行った上で、のり面勾配を決定していること。

ア のり高が15m超の場合【土地の断面図】

イ のり面が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、侵食に弱い土質、崩積土等である場合

ウ のり面に湧水等がある場合

エ のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透する場合

(2) 上記のいずれかに該当し、切土のり面の安定性の検討が必要な場合で、次の事項を遵守していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア のり高が15m超の場合【崖の断面図、ボーリング柱状図】

- ・地山を土砂、軟岩、硬岩に区分し、それぞれに応じた勾配で切土をすること。また、以下のイからエまでの検討結果を踏まえて、のり面勾配を決定すること。

イ のり面が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、侵食に弱い土質、崩積土等である場合【崖の断面図、土質試験結果】

<割れ目の多い岩、流れ盤である場合>

- ・のり面勾配は弾性波探査の伝播速度や亀裂係数をもとに検討をすること。
- ・一定方向規則性を持った割れ目が発達し割れ目の傾斜方向とのり面の傾斜方向が同じ方向である場合は、流れ盤による崩壊が起きないようにすること。
- ・高さが10m以上あるのり面では、急な勾配は採用しないこと。

<風化の早い岩である場合>

- ・のり面保護工等による風化抑制を行うこと。

<浸食に弱い土質である場合>

- ・ボーリング調査や土質試験等を考慮した検討をすること。
- ・のり面保護工等による浸食対策を行うこと。

<崩積土である場合>

- ・切土等により不安定にならないよう、ボーリング調査による地下水位とN値等、土質試験結果から粒度分布、ボーリングや弾性波調査及び現地踏査結果から基盤線の形状などを的確に把握して、のり面安定性を検討すること。 ※自然状態の勾配が安定勾配である可能性に注意

ウ のり面に湧水等がある場合【土地の平面図、崖の断面図】

- ・雨水等の浸透による崩壊が起きないように、のり面勾配を緩くし、地下水排除工を設置すること。

エ のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透する場合【土地の平面図、崖の断面図】

- ・地表を不透水性材料で覆うなどの浸透防止対策を検討すること。

第3節 のり面保護工及びその他の地表面の措置

1 のり面保護工の要否と選定

【政令】

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ～ハ 略

(2) 略

2 略

第15条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

(1) 第7条第2項第1号の規定による措置が講じられた土地の地表面

(2) 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

(審査基準)

(1) のり面保護工の要否が【 】に記載する書類で確認できること。

ア のり面保護工が必要な場合【土地の平面図、崖の断面図】

- ・ 崖面以外の地表面
- ・ 崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆っていない地表面

イ のり面保護工が不要な場合【土地の平面図、崖の断面図】

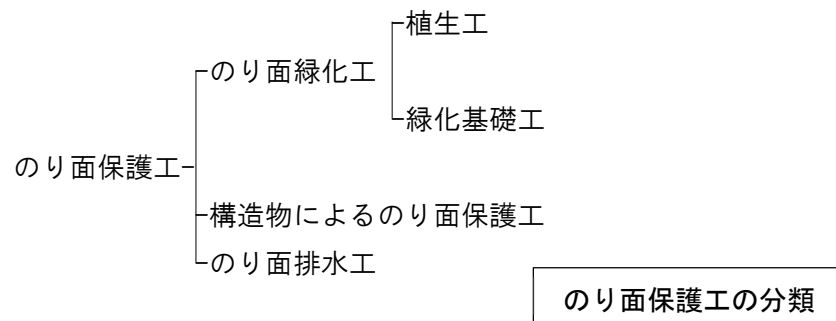
- ・ 地表面に崖と反対方向に排水勾配を付す等、雨水・地表水を適切に排水されている地表面（第3節3（1）参照）
- ・ 擁壁又は崖面崩壊防止施設が設置されている崖面
- ・ 道路の舗装面、宅地、緑地、公園等、措置不要が明らかな地表面
- ・ 農地等で植物の生育が確保される地表面

(2) のり面保護工の選定に当たって、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア のり面保護工の選定【土地の平面図、崖の断面図、構造図】

- ・ 植生可能なのり面では、のり面緑化工を選定していること。
- ・ 植生に適さない又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面は、構造物によるのり面保護工を選定していること。
- ・ のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、のり面排水工を併設していること。

- ・上記の工法が利用できない場合や、安全性が不足する場合は、グラウンドアンカーなど地滑り抑止ぐい等の措置を講じていること。



2 のり面保護工の設計

3節「1 のり面保護工の要否と選定」と同じ

(審査基準)

- (1) のり面保護工の設計に当たっては、次のいずれかの事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。
- ア のり面緑化工【位置図、土地の平面図、崖の断面図】
 - ・日光の当たらない場所等植物の生育の困難な場所でないこと。
 - ・のり面の勾配は軟岩や風化の著しい岩で 40 度 (1 : 1.2)、砂や砂質土で 35 度 (1 : 1.5) 以下とすること。
 - イ 構造物によるのり面保護工【土地の平面図、崖の断面図、構造図】
 - ・のり面勾配、土質、湧水の有無を確認し、それに対応したものであること。

3 のり面排水工の設計

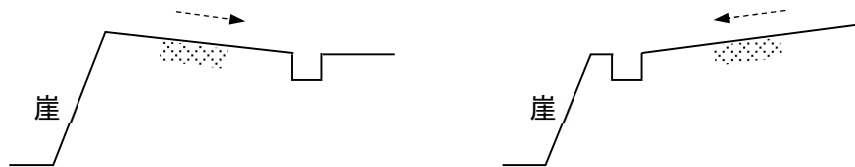
3節「1 のり面保護工の要否と選定」と同じ

(審査基準)

(1) のり面排水工の設計に当たっては、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 地表水排除工の設計【排水施設の平面図、崖の断面図】

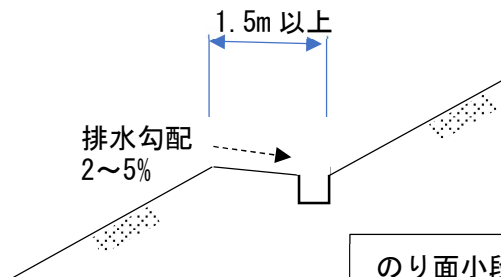
- ・崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すこと。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付すことが困難な場合は、崖の上端に側溝を設けて、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように適切な措置を講ずること。



崖の上端に続く地表面の排水例

イ 小段排水溝の設計【排水施設の平面図、崖の断面図】

- ・のり高が 5m より大きい場合はのり高 5m ごとに幅 1.5m 以上の小段を設けること。
- ・原則として、小段には下段のり面と反対方向に 2~5%の下り勾配を設け小段上部のり面の下端に沿って排水溝を設けて排除していること。



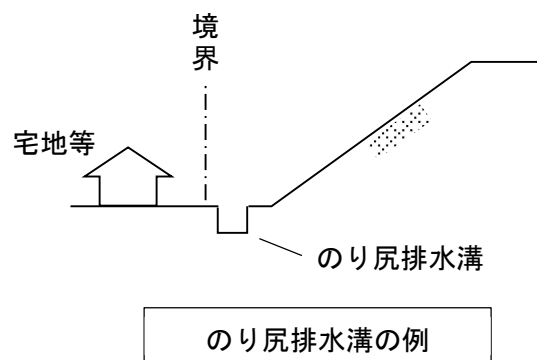
のり面小段と小段排水の例

ウ 縦排水溝の設計【排水施設の平面図、排水施設の構造図】

- ・排水溝に集められた水をのり尻に導くため、20m程度の間隔で縦排水溝を設けること。
- ・縦排水溝は、コンクリート、陶管、塩ビ管など堅固で耐久性を有する構造とすること。
- ・のり長 3m程度の間隔で縦排水溝下部に滑り止めを設置すること。
- ・排水溝が合流する箇所にはマスを設置すること。

エ のり尻排水溝の設計【排水施設の平面図、崖の断面図】

- ・のり面を流下する地表水を導くため、排水溝を設置すること。



第4節 擁壁

1 擁壁の設置が必要な崖面

【政令】

第6条 法第13条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

（1）盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

① その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの

② その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 略

（2）前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第1号イ①に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ②の規定の適用については、同号イ①に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

（審査基準）

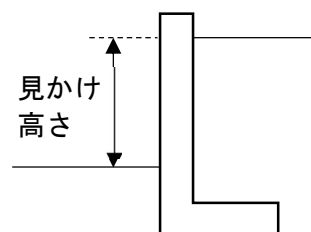
（1）次の事項のいずれかに該当する場合は、**技術的基準に適合した擁壁が設置されていることを、【 】に記載する書類で確認できること。**

ア 義務設置擁壁【崖の断面図、擁壁の構造計算書】

イ 任意設置擁壁で、見かけ高さが1mを超える崖の崖面を覆う擁壁を設置する場合【崖の断面図、擁壁の構造計算書】

※上記ア、イの擁壁を「義務擁壁」という。

※豊田市においては、義務設置擁壁のほか、任意設置擁壁であってもイに該当する場合は、崖の安定性を確保するため義務擁壁の設置が必要



見かけ高さの説明

※切土で生じた次表に該当する崖面、又は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面は擁壁の設置は不要

のり面の土質	のり高	崖の上端からの垂直距離	
		① $H \leq 5m$	② $H > 5m$
軟岩 (風化の著しいものは除く)		80度 以下 (約1 : 0.2)	60度 以下 (約1 : 0.6)
風化の著しい岩		50度 以下 (約1 : 0.9)	40度 以下 (約1 : 1.2)
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの		45度 以下 (約1 : 1.0)	35度 以下 (約1 : 1.5)

(2) 義務擁壁の構造(共通事項)が、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 水抜き穴【擁壁の背面図】

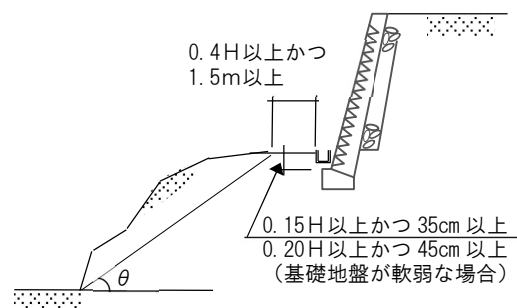
- ・水抜き穴は内径 75mm 以上とし、3 m²ごとに1か所以上の割合で千鳥配置としていること。
- ・擁壁背面の排水をよくするため、透水層、水抜き穴等を適切な位置に設けていること。
- ・水抜き穴の裏面には、水抜き穴から流出しない程度の砂利等を配置していること。
- ・水抜き穴は排水方向に勾配をとっていること。

イ 基礎地盤耐力の確保【擁壁の構造計算書】

- ・擁壁の基礎地盤が不足する場合は、地盤改良等の対策を講じていること。

ウ 崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁【擁壁の断面図】

- ・下部の崖又は擁壁の安全性に影響を与えていないこと。



斜面上に設置する擁壁の例

2 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計

【政令】

第9条 前条第1項第2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第14条第2号口において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
 - (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
 - (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
 - (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
 - (2) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
 - (3) 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
 - (4) 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
 - (2) 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第1138号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
 - (3) 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(審査基準)

- (1) **義務**擁壁の安定性について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 安全性の検討で満たすべき事項【擁壁の構造計算書】

- ・鉄筋コンクリート造等擁壁の設計は、土質条件、荷重条件等の設計条件を適切に設定し、常時及び地震時において次の各事項を満足するように安全性を検討していること。

- ① 土圧、水圧、自重等（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと
- ② 土圧等によって擁壁が転倒しないこと
- ③ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと
- ④ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと

イ 構造計算で確認する事項【擁壁の構造計算書】

- ・鉄筋コンクリート造等擁壁の設計は、構造計算により次の各事項を満足していること。
- ① 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないこと。
- ② 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの 2/3 以下であること。
- ③ 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の 2/3 以下であること。
- ④ 直接基礎の場合は、土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないこと。地耐力を確保するために必要な場合は、地盤の安定処理又は置換によって築造した地盤改良を行うこと。
- ⑤ 基礎ぐいを用いる場合は、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないこと。

ウ 擁壁に作用する土圧等【擁壁の構造計算書】

- ・擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて以下のとおり算出していること。
- ① 盛土部に設置される擁壁は、裏込め地盤が均一であるとして土圧を算定できる。
- ② 切土部に設置される擁壁は、切土面の位置及び勾配、のり面の粗度、湧水及び地下水の状況等に応じた土圧とすること。
- ③ 地震時土圧を試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合においては、岡部・物部式によること。
- ④ 積載荷重は擁壁背面の地盤面上にある建築物、工作物、積雪等の積載荷重は、実状に応じていること。
- ⑤ 設計に用いる地震時荷重は、③の地震時土圧による荷重と擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とすること。

工 構造計算に使用する数値【擁壁の構造計算書】

- ・盛土の土圧は盛土の土質に応じ、次の表の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。※実況に応じて計算された数値を用いることも可

土質	単位堆積重量 (1m ³ につき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

- ・鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中、長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分により計算された数値としていること。
- ・地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第3（第9条、第30条、第35条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩 ^{せつ} 屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

- ・擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力を土質試験結果に基づき求める場合は次式によっていること。

$$\mu = \tan\varphi \quad (\varphi : \text{基礎地盤の内部摩擦角})$$

ただし、基礎地盤が土の場合は、0.6を上限とする。

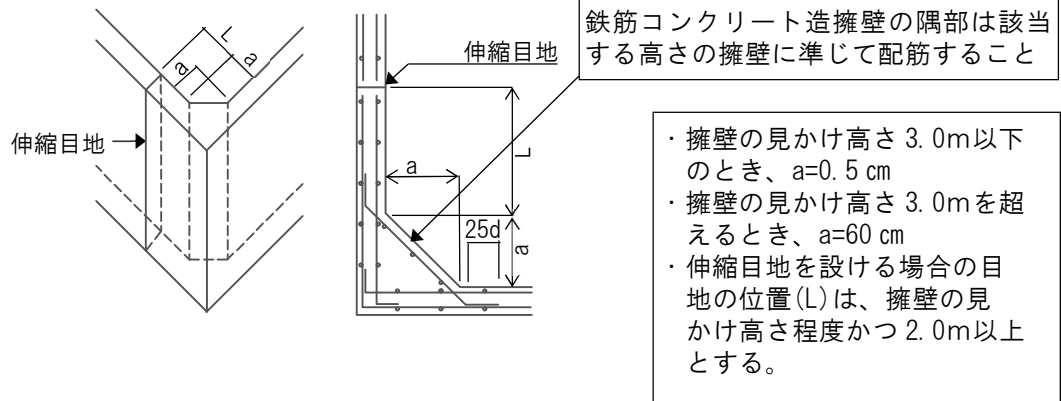
- (2) **義務**擁壁の構造について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 鉄筋の継手及び定着【擁壁の断面図】

- ・主筋の継手部の重ね長さは主筋径の40倍以上としていること。
ただし、引張力を最も小さい部分に設ける場合は主筋径の25倍以上とすることができる。
- ・基礎フーチングと鉛直壁の境目に鉄筋継手が生じていないこと。

イ 伸縮継目及び隅角部の補強【擁壁の断面図】

- ・ 収縮目地は擁壁長さ 20m 以内ごとに設けていること。
- ・ 隅角部の収縮目地の位置と補強方法は次のとおりとする。



鉄筋コンクリート造等擁壁の伸縮目地及び隅角部補強

3 練積み造擁壁の設計

【政令】

第10条 第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- (2) 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗(くり)石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- (3) 前2号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（審査基準）

(1) **義務**擁壁の構造について、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 練積み造擁壁の標準構造【擁壁の断面図】

- ・ 地上高さは5mを限度としていること。
- ・ 積載荷重は5kN/m²以下としていること。
- ・ 擁壁の上にフェンス等を設置していないこと。
- ・ 石材その他の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁としていること。
- ・ 擁壁背面にくり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めしていること。

イ 練積み造擁壁の構造【擁壁の断面図】

- ・擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ等は、崖の土質に応じ次の表のとおりとしていること。

土質	勾配	高さ	下端部分の厚さ	上端部分の厚さ
第1種 地盤	70° を超え75° 以下	2m以下	40cm以上	40cm以上
		3m以下	50cm以上	
	65° を超え70° 以下	2m以下	40cm以上	
		3m以下	45cm以上	
		4m以下	50cm以上	
	65° 以下	2m以下	40cm以上	
		3m以下	50cm以上	
		4m以下	65cm以上	
		5m以下	80cm以上	
第2種 地盤	70° を超え75° 以下	2m以下	85cm以上	40cm以上
		3m以下	90cm以上	
	65° を超え70° 以下	2m以下	75cm以上	
		3m以下	85cm以上	
		4m以下	105cm以上	
	65° 以下	2m以下	40cm以上	
		3m以下	50cm以上	
		4m以下	65cm以上	
		5m以下	80cm以上	
第3種 地盤	70° を超え75° 以下	2m以下	85cm以上	70cm以上
		3m以下	90cm以上	
	65° を超え70° 以下	2m以下	75cm以上	
		3m以下	85cm以上	
		4m以下	105cm以上	
	65° 以下	2m以下	70cm以上	
		3m以下	80cm以上	
		4m以下	95cm以上	
		5m以下	120cm以上	

ウ 練積み造擁壁の根入れ深さ【擁壁の断面図】

- ・擁壁の前面の根入れの深さは次の表のとおりとしていること。

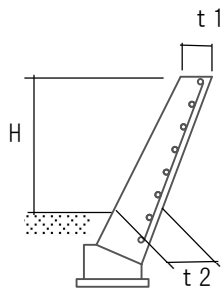
	土質	根入れ深さ(m)
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂 砂利混じり砂	35cm以上かつ擁壁 高さの15/100以上
第2種	真砂土、関東ローム、 硬質粘土その他これら に類するもの	
第3種	その他の土質	45cm以上かつ擁壁高 さの20/100以上

エ 練積み造擁壁の基礎【擁壁の断面図】

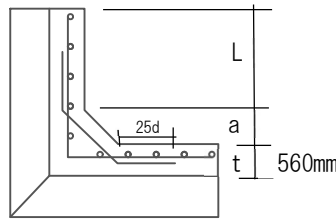
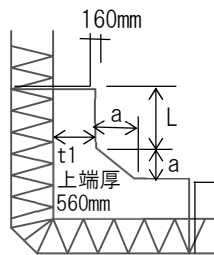
- ・擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の基礎を設けていること。

オ 練積み造擁壁の伸縮継目及び隅角部の補強【擁壁の断面図】

- ・伸縮継目は適正な位置に設け、隅角部は確実に補強していること。



擁壁高さ H(m)	横鉄筋	縦鉄筋
3.0以下	D13-@250	D13-@400
4.0以下	D16-@250	D16-@400
5.0以下	D19-@250	D19-@400



- ・Lは擁壁の見かけ高さ程度かつ2m以上
- ・擁壁の見かけ高さ3.0m以下のとき a=50 cm
- ・擁壁の見かけ高さ3.0mを超えるとき a=60 cm

練積み造擁壁の伸縮目地及び隅角部補強

4 その他

【政令】

第13条 法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの(第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。)については、建築基準法施行令第42条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

第17条 構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

【省令】

第13条 国土交通大臣は、令第8条第1項第2号及び第9条から第12条まで(これらの規定を令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によらない擁壁であって、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第17条(令第18条及び第30条第1項において準用する場合を含む。第90条において同じ。)の規定に基づき、令第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によって築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものであるときは、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

(審査基準)

(1) 任意設置擁壁又は特殊の材料等による擁壁を設置する場合には、次の事項に該当していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 任意設置擁壁についての建築基準法施行令の準用【擁壁の構造計算書】

- ・法第12条第1項又は第16条第1項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが2mを超えるもの(第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。)については、建築基準法施行令第142条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

イ 特殊の材料又は構法による擁壁【擁壁の断面図、大臣認定書】

- ・構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

第5節 崖面崩壊防止施設

1 崖面崩壊防止施設の設計

【政令】

第14条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第8条第1項第1号（八に係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- (2) 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

(審査基準)

(1) 崖面崩壊防止施設の適用する場合で、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 崖面崩壊防止施設の適用要件【位置図、土地の平面図、崖の断面図】

- ・地盤の変動や湧水の影響が懸念され、擁壁の機能及び性能の維持が困難であること。
 - ・住宅等の建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設として利用しないこと。
 - ・大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が発生しないこと。
 - ・崖面崩壊防止施設が崩壊等した場合に影響を受ける範囲に保全対象（建築物や公共施設等）がないこと。
 - ・背面に集水域を抱える自然斜面が位置する等により、雨水その他の地表水や湧水等の影響で崖面を含む斜面全体が不安定化する可能性がないこと。
- イ 崖面崩壊防止施設の工法の選定【位置図、土地の平面図、崖の断面図】
- ・適用できる工法は、鋼製枠工、大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工のほか、「治山技術基準」や「道路土工 軟弱地盤対策工指針」等の技術基準に準拠したものであること。

(2) 崖面崩壊防止施設の設計に当たっては、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 崖面崩壊防止施設の構造【崖面崩壊防止施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図】

- ・地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造としていること。
- ・地下水を有効に排除することが可能な構造としていること。

イ 崖面崩壊防止施設の安定性の検討【崖面崩壊防止施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図、崖面崩壊防止施設の構造計算書】

- ・選定した崖面崩壊防止施設に応じた崖面の安定性及び地盤面全体の安定性を検討していること。
- ・崖面崩壊防止施設自体の安定性が確保されていること。
- ・「治山技術基準」や「道路土工 軟弱地盤対策工指針」等に基づく工法の場合は、各基準等に準拠していること。
- ・現地踏査、地盤調査により把握した地質構造や地盤状況、降雨時を含めた湧水状況、排水経路等を考慮した設計がされていること。

ウ 崖面崩壊防止施設の安全性の検討で満たすべき事項【崖面崩壊防止施設の構造計算書】

- ・崖面崩壊防止施設自体の安定性は、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時において、土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊、転倒、基礎の滑動、沈下しないことが検討されていること。

第6節 排水対策

1 開発事業等実施地区内の排水施設

【政令】

第16条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- (1) 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
 - (2) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
 - (3) その管渠(きよ)の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
 - (4) 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)
 - ハ 管渠の内径又は内法(のり)幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - (5) ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
 - (6) ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜(た)めが設けられているものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号(第2号ただし書及び第四号を除く。)のいずれにも該当するものを設置することとする。

(審査基準)

(1) 次のいずれかに該当することが、【 】に記載する書類で確認できる場合は、原則として排水施設を配置すること。

ア 排水施設の配置【排水施設の平面図】

- ・盛土のり面及び切土のり面(擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。)の下端
- ・のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等を処理する必要がある箇所
- ・道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部
- ・湧水又は湧水のおそれがある箇所
- ・盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所
- ・溪流等の地表水や地下水が流入する箇所
- ・排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- ・地表水等を速やかに排除する必要のある箇所

(2) 排水施設の設計に当たっては、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 排水施設の勾配及び流速【排水施設の平面図、排水計算書】

- ・排水路勾配は、下流へいくにしたがい緩勾配にしていること。
- ・流速は 0.8m/sec～3.0m/sec になっていること。

イ 排水施設の構造【排水施設の構造図】

- ・将来にわたり機能が確保されるよう、コンクリート、陶管、塩ビ管など堅固で耐久性を有する構造とすること。
- ・流下断面は、開水路の場合は 2 割の余裕高（8 割水深）、管路の場合は余裕高なしの満流状態となっていること。
- ・暗渠は内径又は内のり幅 20 cm 以上としていること（公共の用に供する施設に限る）。
- ・暗渠の維持管理上必要な箇所には柵又はマンホールが設置されていること。
※必要箇所：暗渠始まる箇所、流下方向・勾配・断面が著しく変化する箇所、管渠内径・内のり幅の 120 倍以内ごと
- ・雨水排水柵の底には 15 cm 以上の泥だめを設置していること。
- ・太陽光発電施設の開発等においては、排水施設の計画に係る流出係数の設定を妥当な値（流出係数最低 0.9）としていること。

(3) 排水施設の計算に当たっては、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 排水施設の計算【排水施設の平面図、排水計算書】

- ・降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるようにしていること。

① 計画流出量の算定

次式（合理式）によることを原則とする。

$$Q = 1/360 \times f \times r \times A$$

Q：計画流出量（m³/sec）

f：流出係数

r：降雨強度

A：集水面積（ha）

② 降雨強度

次式（タルボット式）によることを原則とする。ただし、区域の面積が 1 ha 未満である場合には、120mm とすることができる。

$$r = a / (t + b)$$

r：降雨強度（mm/hr）

t : 流達時間 = t₁ + t₂ (min)

t₁ : 流入時間 (min) ※7分を標準とする。

t₂ : 流下時間 (min)

a : 5200 b : 29

③ 流出係数

次表に示す値を標準とし、排水区域全体を加重平均して求めるものとする。ただし、加重平均により算出しない場合は0.7を標準とする。

地 形	流出係数	地 形	流出係数
屋 根	0.90	空 地	0.20
道 路	0.85	公園・芝生・広場	0.25
その他の不透面	0.80	勾配の急な山地	0.50
水路・田面	1.00	勾配の緩い山地	0.30

④ 流量計算

次式（マンニング式）によることを原則とする。

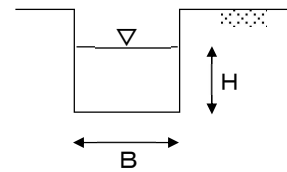
$$Q = A \cdot V = 1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2} \times A$$

Q : 計画流出量(m³/sec)

A : 断面積(m²) (A = B × H)

V : 流速(m/sec)

n : 粗度係数



管 種	流出係数
陶 管	0.013
鉄筋コンクリート管渠などの工場製品	0.013
現場打ち鉄筋コンクリート管渠	0.013
硬質塩化ビニール管	0.010
強化プラスチック複合管	0.010

R : 径深 (m) (R = A/S)

S : 潤辺長 (m) (S = 2H + B)

I : 排水路勾配

(4) 浸透型施設を設置する場合においては、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 浸透型施設の設計【排水施設の平面図、排水計算書】

・宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針に基づき設計していること。

- ・浸透機能が効果的に発揮でき、その機能を長期にわたり維持できるものとする。

イ 流出抑制の場合【排水施設の平面図、排水計算書】

- ・流出抑制を目的として浸透施設を導入する場合は、表層地盤の浸透能力の把握が必要であるため、地質、地下水位等の資料調査及び現地浸透試験を主体とする現地調査により以下の調査を行うこと。
 - ① 浸透施設の設置可能範囲の検討は、開発事業区域の表層地盤の地質、地下水位等の資料調査等により行い、対象浸透層を把握する。
 - ② 対象浸透層の浸透能力は、現地浸透試験によって把握する。
 - ③ 現地浸透試験及び地盤調査結果をもとに浸透能力マップを作成する。
 - ④ 浸透施設の構造形式別に、目詰まり及び地下水位による影響等に配慮して単位設計浸透量を設定する。

第7節 土石の堆積

1 土石の堆積の許可期間

【法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

(5)～(9) 略

(審査基準)

(1) 土石の堆積の許可期間は、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 許可の期間【許可申請書（省令様式第4）】

- ・ 工事の期間が5年以内であること。
- ・ 工事の完了時点で、一次的に堆積した土石が除却されること。

イ 変更許可の期間【変更許可申請書（省令様式第8）】

- ・ やむを得ない理由により、許可した期間を超えて土石の堆積を行う場合は、許可の変更を行うこと。この場合において、変更許可の期間は、変更許可日から5年以内とする。
- ・ 土石の堆積として引き続き取り扱うことが適当であるかを確認するため、工事着手以降の土砂の搬入・搬出量を示すこと。

2 土石の堆積の設計

【政令】

第19条 法第13条第1項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行うこと。
 - (2) 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - (3) 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が10分の1以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地
 - (4) 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - (5) 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第3号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

【省令】

第32条 令第19条第1項第1号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

第33条 令第19条第1項第4号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

第34条 令第19条第2項（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- (1) 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
- (2) 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

2 前項第1号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

(審査基準)

(1) 土石を堆積する箇所の選定において、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 土石を堆積する土地の地盤【土地の平面図、土地の断面図】

- ・地盤の勾配は1/10以下としていること。

- ・地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良等の措置を講じ、緩み等が生じないようにしていること。

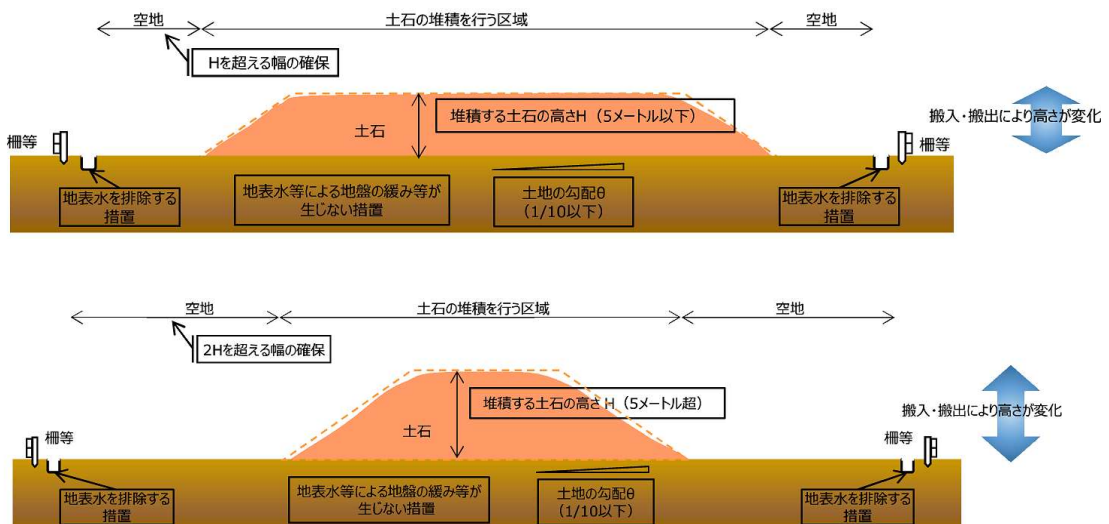
イ 土石の堆積形状【土地の平面図、土地の断面図】

- ・堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地が確保されていること。
- ・堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超えて幅の空地が確保されていること。

(2) 土石の堆積方法において、次の事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 土石の堆積方法【土地の平面図、土地の断面図】

- ・土石を堆積する土地周辺を人が入らないように柵等(原則高さ1.8m以上)で囲い、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示していること。ただし、土石を堆積できる施設を設置した場合はこの限りではない。
- ・当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置していること。ただし、雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがないときはこの限りではない。



土石の堆積の概念図

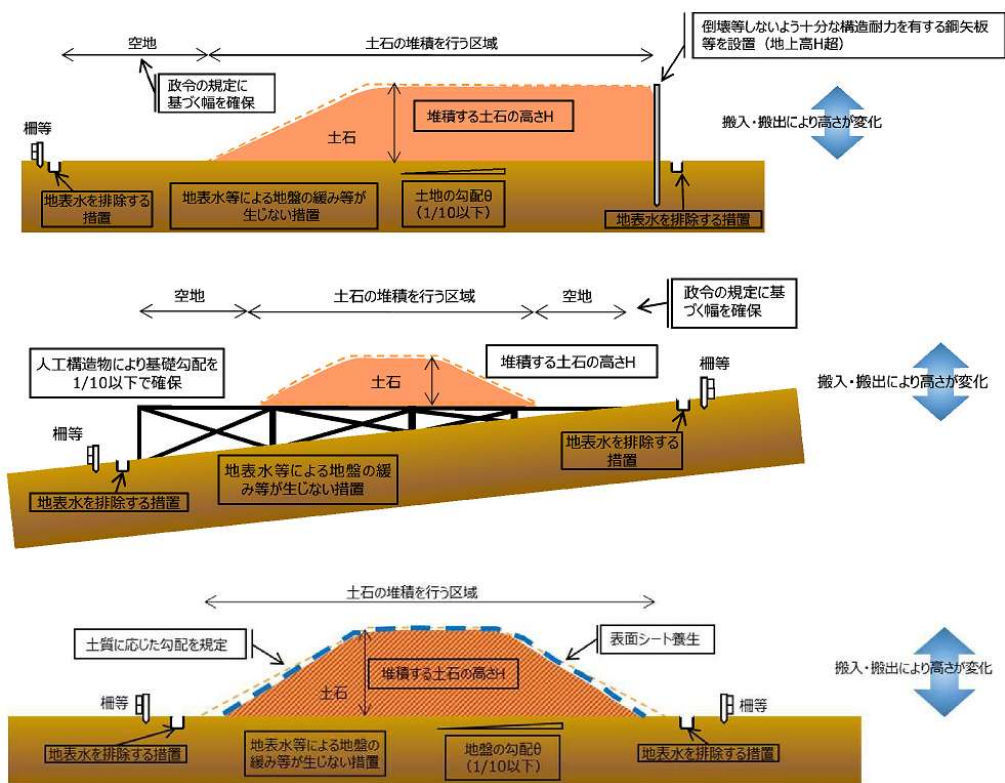
(3) (1) に適合することができない場合は、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置として、次のいずれかの事項を遵守していることを、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 土石を堆積する土地の地盤【土地の平面図、土地の断面図】

- ・地盤の勾配が 1/10 を超える場合は、堆積部の勾配を 1/10 以下（空地含む）とし、土石の流下を防止するため、構台等の堅固な構造物を設置すること。

イ 土石の堆積形状【土地の平面図、土地の断面図、構造図、構造計算書】

- ・十分な空地の設置が困難な場合は、鋼矢板や擁壁に類するもの（鋼矢板等）で、土石の最大堆積高さを超える土留めを設置すること。この場合において鋼矢板等は、土圧、水圧、自重、重機による積載荷重に耐えうる堅固な構造とし、「道路土工—仮設構造物工指針等」等を参考に設計がされていること。
- ・十分な空地の設置が困難な場合は、堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配（原則 30 度以下）で土石を堆積し、堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護すること。この場合において日常的な土石の搬出入の場合であっても、日々シート等で覆い表面を保護すること。



堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

第4章 その他審査基準

第1節 工事主の資力・信用等

1 工事主が工事を行うために必要な資力・信用

【法】

第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手續がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 略

(2) 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

(3)～(4) 略

3～4 略

(審査基準)

(1) 工事主が次のいずれかに該当しており、工事を行うために必要な資力を有していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 法人の場合【経理的基礎申告書（細則様式第1号）、貸借対照表、損益計算書、納税証明書】

- ・直前期の自己資本比率が10%以上であること。
- ・直前期の自己資本比率が0%以上10%未満である場合は、直近3年間の経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。）の平均額又は直前事業年度の経常利益金額等が0以上で、直近3年間の法人税が完納していること。
- ・直前期の自己資本比率がマイナスである場合は、直近3年間の経常利益金額等の平均額が0以上で、直近3年間の法人税が完納していること。

イ 個人の場合【経理的基礎申告書（細則様式第1号）、資産に関する調書（細則様式第2号）、納税証明書】

- ・直前期の資産額から負債額を減じて得た額が0以上で、直近3年間の所得税が完納していること。

ウ 営業実績が3年未満の法人の場合【経理的基礎申告書（細則様式第1号）、経営診断書】

- ・収支計画に基づく経営診断書（中小企業診断士による診断書）により、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

エ 営業実績が3年未満の個人事業主の場合【経理的基礎申告書（細則様式第1号）、資産に関する調書（細則様式第2号）、経営診断書】

- ・上記ウと同じ。

(2) 工事主及び工事主の役員等が次のいずれにも該当しておらず、工事を行うために必要な信用を有していることが、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 工事主及び工事主の役員等の信用【法令違反等がないことの誓約書（細則様式第3号）、暴力団等に該当しない旨の誓約書（細則様式第4号）、申請者の印鑑登録証明書、法人登記簿（法人の場合）、役員等報告書（法人の場合）（細則様式第5号）】

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法または同法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）
- ・その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ・暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）

2 工事施行者が工事を完成するために必要な能力

【法】

第12条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(1)～(2) 略

(3) 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(4) 略

3～4 略

(審査基準)

(1) 工事施行者が工事を完成させるための能力を有していることについて、【 】に記載する書類で確認できること。

ア 工事施行者に必要な能力【工事施行者の能力に関する申告書（細則様式第6号）、登記事項証明書（法人の場合）、住民票（個人の場合）】

- ・工事施行者が過去の事業実績等から工事を完成することが可能であると判断できること。
- ・許可申請時に工事施行者が未定の場合は、工事施行者が決定した段階で、上記のとおり工事を完成することが可能であると判断できること。ただし、工事を完成するために必要な能力がないと判断された場合は、許可が取り消される場合もあるので注意すること。

第2節 設計者の資格

1 設計者の資格

【法】

第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

【政令】

第21条 法第13条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 高さが5メートルを超える擁壁の設置

(2) 盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

第22条 法第13条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。

(2) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。

(3) 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。

(5) 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

第35条 令第22条第5号の規定により、主務大臣が同条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

(1) 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号トに規定する講習を修了した者

(2) 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

(審査基準)

(1) 宅地造成等に関する工事が、次のいずれかに該当していることが、【 】に記載する書類で確認できる場合は、宅地造成等に関する工事の設計者が資格を有していること。

ア 高さが5mを超える擁壁を設置する場合【擁壁の断面図】

イ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m²を超える土地において排水施設を設置する場合【土地の平面図、排水施設の平面図】

(2) (1) の設計者の資格について、次のいずれかに該当していることが【 】に記載する書類で確認できること。

ア 設計資格【設計資格に関する申告書（細則様式第 8 号）】

法令	資格	備考	
政令第 22 条	1 号	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者であること。	
	2 号	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者であること。	
	3 号	前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者であること。	
	4 号	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者であること。	
省令第 35 条	1 号	土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者	講習の修了証等の添付が必要
	2 号	前号に掲げる者のほか国土交通大臣が政令第 22 条 1 号から 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者 【国土交通大臣が認める者は以下のとおり】 ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者	資格証等の添付が必要

	<p>イ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）</p> <p>ウ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を有する者</p> <p>エ アからウに掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者</p> <p style="text-align: right;">（令和 5 年 5 月 26 日告示第 4 号）</p>	
--	---	--

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る審査基準

令和6年10月1日 発行

令和8年4月1日 改訂

発行 豊田市都市整備部開発調整課

〒471-8501 豊田市西町3-60

豊田市 都市整備部 開発調整課

電話：0565-34-6744

FAX：0565-34-6011

メール：kaihatsu@city.toyota.aichi.jp



豊田市 盛土規制法

検索

